

社会福祉法人沢朋会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人沢朋会定款第8条及び第21条に定めるところにより無報酬とする。

附則

(施行期日)

この規程は平成30年6月22日から施行する。